

2020年5月15日
環境社会配慮助言委員会委員長 原嶋 洋平
担当ワーキンググループ主査 小椋 健司

環境社会配慮ガイドライン包括的検討ワーキンググループ
⑧住民移転・先住民族に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2020年4月27日（月）14：00～16：33
- ・場所：Skype 会議
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、小椋委員、織田委員、木口委員、作本委員、重田委員、柴田委員、田辺委員、寺原委員、林委員、村山委員
- ・議題：環境社会配慮ガイドライン包括的検討⑧住民移転、先住民族についての助言案作成
- ・配付資料：
 - 1) 【事前配布資料】環境社会配慮ガイドライン包括的検討⑧住民移転・先住民族
 - 2) 回答表

全体会合（第113回委員会）

- ・日時：2020年5月15日（金）14:00～17:15
- ・場所：Skype 会議

上記の会合にて助言を確定した。

助言

【8.1 世銀 ESS5 Annex 1 の住民移転計画の構成要素の参照】

1. 架空送電線事業や地下埋設物を敷設する事業のように土地取得や被影響住民の住居の移転を伴わないが、事業により地役権あるいはそれと同等の権利が設定され、土地利用の阻害あるいは制限に起因して、財産価値を毀損するような場合に対する補償が現行の環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICA GL」）で規定されていないことから、世界銀行 ESS5 で規定されている生計損失に対する補償や日本等第三国における補償の考え方を参考として検討すべきとの指摘がなされた。
2. 非自発的住民移転が発生する場合、かつ不動産市場が機能、あるいは発達していない場合の補償金額の算定において、その再取得価格の算定基準や参考とする価格の根拠を明らかにするよう、検討すること。また、移行期間における補償の在り方についても検討を行うべきとの意見があった。資産調査結果に対し、被影響住民への書面での手交、あるいは同意したことを示す文書の取り交わしの義務付けを検討すべきとの意見があげられた。
3. 住民移転計画の作成と実行にあたっては、特に負の影響を受けやすい女性の視点と関心が含まれるような配慮を行うべきとの意見があげられた。また、非自発的住民移転に係る苦情処理メカニズムは、社会的弱者の意見を反映しやすいような仕組みづくりに留意すべきとの意見があった。世界銀行 ESS5(para29)に記載のある、法的・慣習的権利を有さない住民の移転においては、借地借家権等の法的権利等が認められた家屋の提供を支援することについて、検討すべきとの意見もあげられた。
4. 物理的移転を伴わずに経済的移転が発生する場合の対応に関して、世界銀行 ESS5 に多くの記載があることから、JICA GL における取り扱いを整理することが重要との意見があった。
5. 住民移転計画・生計回復支援事業のモニタリングや事後評価においては、事業実施のアウトプットだけでなく、住民にとっての満足の度合い等を含むアウトカムを調べることができないか、との意見があった。

【8.2 先住民族の呼称について Indigenous Peoples/Sub-Sahara African Historically Underserved Traditional Local Communities を参照することの要否】

8.3 世銀 ESS7 FPIC (Free, Prior, and Informed Consent) の定義の参照

8.4 世銀 ESS7 先住民族配慮計画の構成要素の参照】

6. 先住民族の呼称については、世界銀行 ESS に倣うことよりも、事業を検討する際の先住民族への配慮項目等の実態を考慮したものとし、本来配慮すべき範囲との間に差異が生じないように留意すべきとの指摘がなされた。

7. FPICについては、世界銀行 ESS7 の定義の通り「Free, Prior, and Informed Consent」(仮訳: 自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意)を参照すべきとの意見があった。また、「合意」されたとみなす場合の判断基準について整理するとともに、先住民族配慮では影響を受ける先住民族に対する十分な情報提供、参加機会の提供、文化的に適切でジェンダー及び弱者に配慮した意味ある応答などを含めた合意形成プロセスが適切に実施されているか確認することが必要であるとの指摘がなされた。
8. 先住民族配慮計画(IPP)は先住民族計画として JICA GL にもいくつかの箇所で記載がある一方、取り組んだ事例が少ないことから、適切に配慮するために現地のリソースの活用等を通じて同計画の構成要素を確保するよう検討すること、また男女の役割の違いが先住民族社会に特有の形で現れることや民族特有の意思決定を行う先住民族も見られることから、同計画を策定する際にジェンダーの視点ならびに伝統的意思決定といった固有要因を尊重し配慮の対象として考慮することが重要であるとの意見があった。

【8.5 世銀 ESS 8 無形文化遺産の配慮項目への追加】

9. 無形文化遺産を配慮項目に加えることに異論はなかった。なお、有形文化遺産を含めて、何をもちて文化遺産とするか、国際的に認知された遺産のみならず、相手国・地域にて重視されている文化遺産への配慮、事業が文化遺産の商業的な利用を行う場合には慎重な対応を行い住民による文化遺産の慣習的な利用を制限せずかつ住民への利益分配等の配慮、また文化財について住民間の民族、言語、宗教上の価値観が異なる場合への慎重な対応、秘密保持(Confidentiality)が必要な場合の対応についても検討すべきとの意見があった。

以 上